ACSES ニュースレター_２０４７号（2021 年 3 月 3 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン)〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・旭川医大学長の職務停止を要請　全教職員の過半数が署名〈新聞報道〉
・国立大学長チェックを強化　監事の不正通告を義…　「学長選考・監察会議」に改称へ　監事が不正通告、チェック強化〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・ 虚偽・誇大なアフィリエイト広告に関する注意喚起〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・国内の原発を今後どうすべきか？原発事故 10 年 NHK 世論調査〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 火薬類取締法施行規則の一部改正
◇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 9 号）〈官報〉
◇火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第 27 号）〈官報〉
◇製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第 28 号）〈官報〉
[4] 鉱山保安法施行規則の一部改正
◇鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 7 号）〈官報〉
◇石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令(経済産業省令第 8 号)〈官報〉
◇鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する件（経済産業省告示第 29 号）〈官報〉
[5]「一酸化炭素中毒の事故」〈製品評価技術基盤機構〉
[6] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 340、341 号）〈官報〉
◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 342 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 343 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 344～346 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 347 号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇「食品に関するリスクコミュニケーション『共に考える 食品中の放射性物質』を公開しました。〈消費者庁〉
[8] 廃棄物関係

鶯神楽（ウグイスカグラ）

◇使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の一部を変更する件（経済産業省・環境省告示第１号）〈官報〉

[9] 温暖化対策関係

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について〈環境省〉

◇「温暖化対策してますか?」　290 大学を調べた学生〈新聞報道〉

[10] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件

[11] その他省庁発表　２件

[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　３件

[13] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：７件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン)

＜消費者庁　2021 年３月２日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023306/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210302_01.pdf

特記事項:

●株式会社東芝(現 Dynabook 株式会社)が輸入したバッテリー(ノートパソコン用)(「ノートパソコン」として公表)のリコール(無償部品交換)

●株式会社東芝(現 Dynabook 株式会社)が輸入した AC アダプター(ノートパソコン用)(「ノートパソコン」として公表)のリコール(無償部品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件
（うち石油ストーブ（密閉式）１件、屋外式（ＲＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）１件、石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、ノートパソコン１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うちポータブル電源（リチウムイオン）１件、リチウム電池内蔵充電器１件、高圧洗浄機１件、ＵＳＢケーブル１件、電気カーペット２件）

◇***事故、事件の続報***

・旭川医大学長の職務停止を要請　全教職員の過半数が署名

＜朝日新聞　2021 年３月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP31632CP31IIPE013.html

旭川医科大学（北海道旭川市）の吉田晃敏学長の辞任を求めている、学内の教授らによる「旭川医科大学の正常化を求める会」は１日、全教職員数（2083 人）の半数以上の 1106 人から学長の辞任を求める署名が集まり、新学長が決まるまで吉田学長の学長職務を停止するよう学長選考会議に要請したと発表した。

学長の解任請求を行うには、専任の教員ら「意向聴取対象者」(393 人）のうち過半数の請求が必要。会は２月 24 日までに過半数の 207 人の署名を集め、学長選考会議に提出した。意向聴取対象者の署名は 28 日までに 226

人に上ったという。
　会は「署名数が全教職員の過半数に至っている現状を考えると、吉田学長が現状のまま職務執行を続行することには極めて問題がある」と指摘している。

・国立大学長チェックを強化　監事の不正通告を義…
「学長選考・監察会議」に改称へ　監事が不正通告、チェック強化
＜時事通信　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021030200318&g=soc
　政府は２日、国立大の学長の職務状況に対するチェック機能を強化するため、各大学に設置される「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改称する国立大学法人法改正案を閣議決定した。２０２２年４月の施行を目指す。　文部科学省によると、会議のけん制機能を強化し、学生や学界、産業界など多様な関係者からの信頼を獲得するのが狙いという。　改正案では、文科相が任命する監事のうち、少なくとも１人を常勤とし、学長の不正行為や法令違反を把握した場合、学長選考・監察会議に通告するよう義務付ける。通告を受けた同会議は、学長に説明を求めることができる。従来の学長選考会議には学長の参画が認められていたが、新たな会議では参画を認めず、学内と学外の委員が同数になるようにする。　学長選考会議は、職務上の義務違反があったときなどに文科相に学長の解任を申し出ることができるが、これまで監事が不正を通告する仕組みはなかった。　国立大の学長をめぐっては、北海道大の学長がパワハラを理由に昨年６月に解任されたほか、旭川医科大で今年、学内情報を外部に漏えいしたとして病院長を解任した学長が学内から解任請求されるなど混乱が続いている。
――――――――――――――――――――

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・虚偽・誇大なアフィリエイト広告に関する注意喚起
＜消費者庁　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023269/
　　アフィリエイト：インターネットを利用した広告宣伝のひとつで成果報酬型の広告
アフィリエイト広告を見て、通信販売の化粧品を購入した消費者から、「シミが消えるなどと表示されていたので信じて購入したが、表示されていたような効果はなかった。」といった相談が、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。
消費者庁と長野県が合同で調査を行ったところ、株式会社 Libeiro が販売する「エゴイプセビライズ」と称する化粧品と、株式会社シズカニューヨークが販売する「シズカゲル」と称する医薬部外品の販売において、それぞれ消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為(虚偽・誇大な広告・表示)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。
また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。
１．対象の概要（注）

対象事業者	対象商品
株式会社 Libeiro（法人番号 3010901038201）	エゴイプセビライズ
株式会社シズカニューヨーク（法人番号 5011001103942）	シズカゲル

（注）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。
２．具体的な事例の概要
(1) アフィリエイト広告による集客
Libeiro とシズカニューヨークは、それぞれ、アフィリエイトサービスプロバイダ（以下「ASP」といいます。）に対し、アフィリエイトプログラム 1 による広告宣伝を委託しています。
(2) Libeiro のアフィリエイト広告によるトラブル事例の概要
Libeiro が販売する「エゴイプセビライズ」のアフィリエイト広告には、例えば、肌のシミが数日で確実に消えるかのような内容（SNS の投稿画像、体験談など）が表示されています。
これにより、消費者は、「エゴイプセビライズ」を使用することにより、肌のシミが数日で確実に消えると認識して、当該商品に興味を持ちます。

また、アフィリエイト広告には、「定期縛り無し！ いつでも解約 OK！」などと強調して表示されていたり、通常価格 9,800 円の「エゴイプセビライズ」が 2,980 円で購入できるかのように表示されていたりすることから、消費者は、特別セール価格で試してみて、気に入らなければ解約すればよいなどと考え、アフィリエイト広告の「お得に購入できる公式サイトはこちら」などと表示されたバナー広告などをクリックして販売用ウェブサイトにアクセスし、当該サイトにおいて当該商品を購入します。

「エゴイプセビライズ」到着後、消費者は、実際に当該商品を使用してみますが、広告に表示されていたような、肌のシミが数日で消えるなどといった期待していた効果が感じられないことに落胆し、Libeiro に解約を申し出て、当該商品の使用を中止します。

(3) シズカニューヨークのアフィリエイト広告によるトラブル事例の概要

シズカニューヨークが販売する「シズカゲル」のアフィリエイト広告には、例えば、肌のシミが数日で確実に消えるかのような内容（SNS の投稿画像、体験談など）が表示されています。

これにより、消費者は、「シズカゲル」を使用することにより、肌のシミが数日で確実に消えると認識して、当該商品に興味を持ちます。

また、アフィリエイト広告には、「定期縛り無し！ １回で解約 OK！」などと強調して表示されていることも相まって、消費者は、試してみて気に入らなければ解約すればよいなどと考え、アフィリエイト広告の「お得に購入できる公式サイトはこちら」などと表示されたバナー広告などをクリックして販売用ウェブサイトにアクセスし、当該サイトにおいて当該商品を購入します。

「シズカゲル」到着後、消費者は、実際に当該商品を使用してみますが、広告に表示されていたような、肌のシミが数日で消えるなどといった期待していた効果が感じられないことに落胆し、シズカニューヨークに解約を申し出て、当該商品の使用を中止します。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・国内の原発を今後どうすべきか？原発事故 10 年 NHK 世論調査

＜NHK　2021 年 3 月 2 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210302/k10012893841000.html

東京電力・福島第一原子力発電所の事故から 10 年となるのを前に、NHK では世論調査を行い、国内の原発を今後、どうすべきか尋ねたところ、全国では、「増やすべきだ」は 3%、「現状を維持すべきだ」は 29%、「減らすべきだ」は 50%、「すべて廃止すべきだ」は 17%でした。

NHK 放送文化研究所では福島第一原発事故から 10 年になる前に原発や防災に対する考えを探るため去年の 11 月 11 日から 12 月 18 日にかけて、全国と岩手、宮城、福島 3 県の 16 歳以上 4800 人を対象に郵送法で世論調査を行い、65.4%にあたる 3140 人から回答を得ました。

このうち、全国は 2311 人、福島県は 320 人でした。

国内にある原発を今後どうすべきか？

原発事故のあと、原子力規制委員会は事故を教訓にした新しい規制基準を策定し、その審査に合格して再稼働した原発は、これまで全国で 9 基となっています。

また、廃炉となった原発は、東京電力の原発を除き 11 基となっています。

国内にある原発を今後、どうすべきか尋ねたところ、

▽「増やすべきだ」は全国が 3%、福島県が 1%、

▽「現状を維持すべきだ」は全国が 29%、福島県が 24%でした。

▽「減らすべきだ」は全国が 50%、福島県が 48%、

▽「すべて廃止すべきだ」は全国が 17%、福島県が 24%でした。

停止している原発の再稼働の賛否

現在、停止している原発の再稼働の賛否を聞いたところ、

▽「賛成」は全国が 16%、福島県が 14%、

▽「反対」は全国が 39%、福島県が 48%で「反対」は福島県の方が多くなっています。

▽一方、「どちらともいえない」は全国が 44%、福島県が 36%で全国の方が多くなっています。

避難計画策定の対象範囲

原発事故では、それまでの想定を大幅に超え、福島第一原発から 30 キロ以上の範囲に放射性物質が拡散しました。
事故後、国は原発からおおむね 30 キロ圏内の自治体に避難計画を策定するよう求めています。
対象をおおむね 30 キロとしていることについてどう思うか尋ねたところ、
▽全国では「範囲を広くすべきだ」と「30 キロ圏内で妥当だ」が、ともに 45%だったのに対し、
▽福島県では「範囲を広くすべきだ」が 58%、「30 キロ圏内で妥当だ」が 31%で、全国よりも福島県の方が、「範囲を広くすべきだ」という人が多くなっています。

自治体の避難計画について

原発周辺の自治体の避難計画について、国は策定を支援するものの、審査の対象とはしていません。
これについてどう思うか尋ねたところ、
▽「国による審査も義務づけるべきだ」と答えたのは、全国で 62%、福島県で 64%となった一方
▽「策定の支援は必要だが、審査は必要ない」は、全国で 30%、福島県で 29%でした。

事故への不安を感じているか

原発で周辺の住民に影響を及ぼすような事故が起きるかもしれないという不安を感じているか尋ねたところ、
▽「大いに感じている」、「ある程度感じている」は、全国であわせて 85%、福島県で 89%、
▽「あまり感じていない」、「まったく感じていない」は、全国であわせて 14%、福島県で 10%となりました。

廃炉の工程は順調か

福島第一原発の廃炉に向けた作業について、工程は順調に進んでいると思うか聞いたところ、
▽「順調だ」、「どちらかといえば順調だ」は、全国、福島県ともにあわせて 16%でした。
一方、▽「順調でない」、「どちらかといえば順調でない」は、全国、福島県ともにあわせて 82%でした。

原発事故の全体像はどの程度明らかになっているか

原発事故については、直後に政府や国会などの委員会が事故検証にあたったほか、おととし原子力規制委員会が調査を再開し、近く報告書をとりまとめる予定です。
事故の全体像がどの程度明らかになっていると思うか尋ねたところ、
▽「かなり明らかになっている」、「ある程度明らかになっている」は、全国があわせて 24%、福島県が 28%でした。
▽「あまり明らかになっていない」、「まったく明らかになっていない」は、全国があわせて 75%、福島県が 71%でした。

処理水 海洋放出への賛否

福島第一原発では、汚染水から大半の放射性物質を取り除いた処理水が構内のタンクにたまり続けていて国の小委員会は海か大気への放出が現実的で海がより確実だとしていますが、最終的な処分方法は決まっていません。
この水を、放射性物質の濃度を国の基準以下に薄めた上で、海に流すことについて尋ねたところ、
▽「賛成」、「どちらかといえば賛成」は全国があわせて 18%、福島県が 24%でした。
▽「反対」、「どちらかといえば反対」は、全国があわせて 51%、福島県が 46%でした。
▽「どちらともいえない」は、全国が 30%、福島県が 28%となりました。

海洋放出の場合 福島県の魚介類は

この水を基準以下に薄めて海に流した場合、流通している福島県の魚介類についてどのように考えるか聞いたところ、
▽「安心だ」、「どちらかといえば安心だ」は全国があわせて 12%、福島県が 15%でした。
▽「不安だ」、「どちらかといえば不安だ」は全国があわせて 64%、福島県が 61%となりました。
▽「どちらともいえない」は全国が 23%、福島県が 24%でした。

海洋放出の場合 魚介類への風評被害は

また水を海に流すことで魚介類への風評被害が起きると思うか尋ねたところ、
▽「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた人は、全国があわせて 84%、福島県が 87%で、
▽「思わない」、「どちらかといえば思わない」は、全国と福島県ともにあわせて 2%でした。
▽「どちらともいえない」は、全国が 12%、福島県が 10%でした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 2 日版）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17093.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17096.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 1 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17084.html
---

[対策・予防]

◇新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
　　［官報］　令和 3 年 2 月 26 日　特別号外　第 42 号　1 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226t00019/20210226t000190001f.html
---
◇新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
　　［官報］　令和 3 年 2 月 26 日　特別号外　第 42 号　1～12 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226t00019/20210226t000190001f.html

--→ *次号掲載予定*

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・「生活を支えるための支援のご案内」を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Idnnv6uhwtnrHuCzY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年 3 月 2 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
・新型コロナウイルスワクチンの保管温度の逸脱について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h39BGQ0HZH9NuEAVY
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17082.html
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Bf3Dm4-F5v3POsCXY
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Bf3Dm4-F5v3POsGXY
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・新型コロナワクチンについてのＱ＆Ａ
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00222.html

・全自治体へワクチン「1 箱ずつ」　4 月 26 日の週に発送
＜朝日新聞　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP317DTDP31ULFA03Q.html
・4 月下旬　各市町村にワクチン 1 箱
４月下旬、各市町村にワクチン最大１１７０回分発送　合計最大２００万回分　４月２３日ごろに接種券送付想定
＜産経ニュース　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.sankei.com/politics/news/210301/plt2103010032-n1.html

・高齢者へのワクチン接種券 4月23日ごろまでの送付を想定 政府
＜NHK　2021年3月2日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210302/k10012892571000.html
・ワクチン接種した６０代女性、３日後に死亡…因果関係不明
＜読売新聞　2021年3月2日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210302-OYT1T50201/

・ワクチン頼み間違い、感染増にWHO
世界の新規感染、増加に 連続減少6週で途絶える
＜共同通信　2021年3月2日＞　https://www.47news.jp/news/5913626.html
・ワクチン偽情報に警告ラベル　米ツイッター、永久凍結も
＜共同通信　2021年3月2日＞　https://www.47news.jp/5914432.html

・コロナワクチン 1000回分余が使用不可に 保管用冷凍庫が故障で
＜NHK　2021年3月1日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210301/k10012892311000.html
厚生労働省は、医療従事者への先行接種に使用される予定だった新型コロナウイルスのワクチンについて、保管用の冷凍庫が故障して、最大で1000回分余りのワクチンが使用できなくなったと明らかにしました。
厚生労働省によりますと、医療従事者への先行接種が行われている医療機関から、ワクチンを保管するための超低温冷凍庫＝ディープフリーザーが先月26日の深夜に故障したと、1日になって報告があったということです。
この結果、保管されていた最大で1032回分のワクチンが使用できなくなったということです。
医療機関の名前は明らかにできないとしています。
2日に業者が医療機関からディープフリーザーを回収して故障の原因を調査する予定で、厚生労働省が調査結果をもとに再発防止策を検討することにしています。
・ワクチン１０００回分無駄、冷凍庫の電力不足が原因…コンセントに複数の機器接続
＜読売新聞　2021年3月3日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210302-OYT1T50255/

◇大学等関係
・茨城県立高教職員が濃厚接触者の検体を採取 保健所が協力依頼
＜毎日新聞　2021年3月2日＞　https://mainichi.jp/articles/20210301/k00/00m/040/282000c
　生徒の新型コロナウイルス感染が確認された茨城県南地域の県立高校で、教職員が校内の濃厚接触者の検体を採取していたことが学校関係者への取材で判明した。濃厚接触者の検体採取は感染リスクが高いため、通常は医療機関などが担うが、県の保健所が協力を依頼していた。県は複数の保健所で同じ事例を確認。医療従事者以外が濃厚接触者の検体採取を担ったのは不適切な対応と認め、改善を保健所に通知した。
　学校関係者によると、県南地域の県立高校で1月下旬、生徒の感染が判明。この生徒は他の生徒に感染する可能性がある期間も登校していたため、同校は全校を休校とした。
　保健所は濃厚接触者十数人と接触者約80人を特定し、同校に「検体採取は学校にお願いしたい」と依頼した。同校の代表者が検査キットや防護服などを受け取り、検体採取方法などの指導を受けた。有志で集まった教職員ら十数人が保護者の協力を得て校内の駐車場で濃厚接触者十数人の唾液を採取。残りの接触者約80人も校内で検体を採取した。
　防護服を着用して濃厚接触者の検体を採取した教職員は毎日新聞の取材に対し「誰かがやらなくてはいけない」と協力に理解を示した一方で「自分にも家族がいる。（教職員が検体採取することについて）思うところがある」と不安を語った。
　感染症の検査では、綿棒を使って患者の鼻から粘液を検体として採取する方法は医療法に基づく医療行為に該当するため、医師などの医療従事者が担う。唾液の採取は医療行為に該当せず、医療従事者以外が担っても問題ないとされている。

しかし、県は感染者とマスクの着用なしで15分以上の接触があるなど感染している可能性が高い濃厚接触者の検体採取を医療従事者以外が担うことを不適切と判断。県が所管する9保健所に同じ事例がないか調査した結果、医療従事者以外が濃厚接触者の検体採取を担った事例が複数確認された。

県によると、これまで検体採取に関するガイドラインなどはなかった。不適切な検体採取の事例を確認したことを受け、県は2月中旬、集団感染が疑われる場所での濃厚接触者の検体採取は、保健所が指定する医療機関や検査センターが担うよう全保健所に通知し、注意喚起した。医療従事者以外に検体採取を依頼する場合は、濃厚接触者ではない接触者だけに限定する。

県疾病対策課は「濃厚接触者は医療機関が検体採取すべきだった」と保健所の対応を不適切と認めたが、「人手が足りず、理解を得た上で一般の人に唾液の採取をお願いしていた」と釈明した。

****

[3] *火薬類取締法施行規則の一部改正*

◇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第９号）

［官報］ 令和３年３月１日　号外　第44号　7～52頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440007f.html

―省略―

◇火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第27号）

［官報］ 令和３年３月１日　号外　第44号　71～72頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440071f.html

〇経済産業省告示第二十七号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和３年３月１日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
［削る］	（スプリンクラー設備に関する基準） 第十一条の二　規則第四条第一項第九号の三のスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるとおりとする。 一　スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、無煙火薬を存置する火薬類一時置場の天井又は小屋晏で室内に面する部分に、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条の二第四項第言回二及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように、設けること。 二　水源は、スプリンクラーヘッドの個数にＩ・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置（消防法施行規則第十四条第一項第十言

	回に規定するものをいう。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第十二条第一項第三号の二の規定に従い、呼水装置を設けること。 三　スプリンクラー設備は、スプリングラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上で放水することができる性能のものとすること。 四　スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用のスプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。 五　一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。 六　制御弁は、消防法施行規則第十四条第一項第三号の規定により設けること。 七　流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第十四条第一項第四号の四及び第四号の五の規定により設けること。 八　非常電源は、消防法施行規則第十二条第一項第四号の規定により設けること。 九　操作回路の配線は、消防法施行規則第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。 十　配管は、消防法施行規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。 十一　貯水槽等には消防法施行規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。 （蓄電池車及びディーゼル車の基準）
［削る］	**第十二条**　規則第四条第一項第二十七号の蓄電池車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一　車輪には；ゴムタイヤを使用すること。ただし、軌道車については、この限りでない。 二　荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩衝装置を備えること。 三　蓄電池は、コネクターを溶接して接続した耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれと同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、使用電圧が五十ボルト以下に保たれていること。 四　電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適

	当なおおいがされていること。 五　電気配線は、キャフタイヤーケーブルを使用し、接続部分が振動によってゆるまないような構造となっており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 ２　規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。 一　機関は二一号軽油を燃料とするティーゼル機関とすること。 二　排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置が施されていること。 三　排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焔装置が取り付けられており、荷台の後端（けん引自動車にあっては、前後車輪の中間）において開口していること。
第十二条　［略］ 第十三条　［略］ 別表（第三条、第十二条、第十三条関係） ［表略］	第十三条　［略］ 第十四条　［略］ 別表（第三条、第十三条、第十四条関係） ［表略］
備考　表中の［　］は注記である。	

◇製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第 28 号）

［官報］　令和３年３月１日　号外　第 44 号　72 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440072f.html

○経済産業省告示第 28 号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和３年３月１日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
［削る。］	（ディーゼル車の基準） 第五条　規則第四条の二第一項第十八号のディーゼル車の基準は、次に定めるとおりとする。 一　車輪は、ゴムタイヤを使用すること。 二　電動機整流子、制御器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。 三　電気配線は、使用条件に適したものを使用し、接

	続部分が振動によって緩まないような構造となっており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 四　機関は二一号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。 五　排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、移動式製造設備に対して適当な防熱装置が施されていること。 六　排気管は、排ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焔装置が取り付けられており、硝安油剤爆薬の製造に影響を与えない位置において開口していること。
第五条　［略］ 第六条　［略］	第六条　［略］ 第七条　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

****

［4］*鉱山保安法施行規則の一部改正*

◇鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第７号）

［官報］ 令和３年３月１日　本紙　第441号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301h00441/20210301h004410002f.html

〇経済産業省令第七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則 の一部を改正する省令を定める。

令和３年３月１日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（放射線障害の防止）（放射線障害の防止） 第二十九条　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。 一～十四　［略］ 十五　前号による実効線量及び等価線量（眼の水晶体の等価線量に限る。以下この号において同じ。）の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量又は等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量又は累積等価線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。 十六～二十九　［略］	（放射線障害の防止）（放射線障害の防止） 第二十九条　法第五条第二項及び第八条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。 一～十四　［略］ 十五　前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む経済産業大臣が定める五年間の累積実効線量を四月一日を始期とする一年間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。 十六～二十九　［略］

２　［略］	２　［略］

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

◇石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第８号）

［官報］　令和３年３月１日　本紙　第441号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301h00441/20210301h004410002f.html

〇経済産業省令第８号

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）を実施するため、石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように制定する。

令和３年３月１日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令

石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十八号）は、廃止する。	石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則（昭和三十八年通商産業省令第六十八号）は、廃止する。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第一条　［略］	第一条　［略］
（経過措置）	（経過措置）
第二条　［略］	第二条　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十一条に規定する鉱害賠償積立金の利息については、旧賠償法施行規則第十七条及び第十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則第十七条第一項中「二分五厘」とあるのは「〇．二パーセント」とし、同規則第十八条中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする	５　整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十一条に規定する鉱害賠償積立金の利息については、旧賠償法施行規則第十七条及び第十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則第十八条中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする
６～11　［略］	６～11　［略］
12　整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法附則第十二条において準用する供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条の利息については、旧賠償法施行規則附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法施行規則附則第七条第一項中「二分四厘」とあるのは、「〇．〇〇一二パーセント」とする。	12　整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法附則第十二条において準用する供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条の利息については、旧賠償法施行規則附則第七条の規定は、なおその効力を有する。
備考　表中の［］は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

◇鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する件（経済産業省告示第 29 号）

［官報］ 令和３年３月１日　号外　第 44 号　73～75 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440073f.html

○経済産業省告示第 29 号

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第六十一号（鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等）の一部を次のように改正する。

令和３年３月１日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（放射線業務従事者等の線量限度） 第五条　［略］ ２　規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。 一　眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルト 二・三　［略］ ３　［略］ （線量の測定） 弟九条　規則第二十九条第一項第十三号イに規定する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。 一　［略］ 二　頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から　成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部か　ら成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大た　い部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、同号による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。 三　人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、前二号による測定に加え、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。	（放射線業務従事者等の線量限度） 第五条　［略］ ２　規則第二十九条第一項第三号の経済産業大臣が定める放射線業務従事者の線量限度は、等価線量については、次のとおりとする。 一　眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト 二・三　［略］ ３　［略］ （線量の測定） 弟九条　規則第二十九条第一項第十三号イに規定する外部被ばくによる線量は、次により測定すること。 一　［略］ 二　頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から　成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部か　ら成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大た　い部から成る部分）以外の部分である場合にあっては、同号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）を測定すること。 三　人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、前二号のほか、当該部位について、七十マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、

ただし、中性子線については、この限りでない。 四　眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第一号から第三号の測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。	中性子線については、この限りでない。 ［新設］
２～４　　［略］	２～４　　［略］
（実効線量等の算定） **弟十条**　規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。 一　［略］ 二　等価線量は、次のとおりとする。 イ　［略］ ロ　眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切なもの ハ　［略］ 三　［略］ ２　規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間については次のとおりとする。 一　実効線量については、平成十三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間 二　眼の水晶体の等価線量については、令和三年四月一日及びその五年後ごとの四月一日を始期とする五年間	（実効線量等の算定） **弟十条**　規則第二十九条第一項第十四号に規定する実効線量及び等価線量については、次により算定するものとする。 一　［略］ 二　等価線量は、次のとおりとする。 イ　［略］ ロ　眼の水晶体の等価線量については、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方 ハ　［略］ 三　［略］ ２　規則第二十九条第一項第十五号の経済産業大臣が定める五年間は、平成十三年四月一日その五年後ごとの四月一日を始期とする五年間とする。
別表第一　（第六条、第八条、第九条及び第十条関係） 放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等	**別表第一**　（第六条、第八条、第九条及び第十条関係） 放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度等

第一欄		第二欄～第六欄
放射線物質の種類		［略］
核種	化学形等	［略］
［略］	［略］	［略］
^{101}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{102}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{103}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{104m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸	［略］

第一欄		第二欄～第六欄
放射線物質の種類		［略］
核種	化学形等	［略］
［略］	［略］	［略］
^{101}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{102}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{103}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{104m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化	［略］

	化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	
^{104}Ａｇ	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{105}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{105m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{106} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{107}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{108}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{108m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{109m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{110}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{110m}Ａｇ	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{111}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{111m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸	［略］

	物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	
^{104}Ａｇ	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{105}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{105m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{106} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{107}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{108}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{108m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{109m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{110}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{110m}Ａｇ	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{111}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{111m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］
［略］	［略］	［略］
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化	［略］

［略］ ^{115}Ag	化物以外の化合物並びに金属銀 ［略］ 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	［略］ ［略］	［略］ ^{115}Ag	物及び金属銀 ［略］ 硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	［略］ ［略］
備考　表中の［　］は注記である。					

附　則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

****

[5] 「一酸化炭素中毒の事故」

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 2 月 22 日＞

PS マガジン（製品安全情報メールマガジン）　2020 年度　Vol.375　2 月 22 日号

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/vol375_210222.html

先日、大雪で動けなくなった車内に排ガスが充満し一酸化炭素中毒になったと考えられる事故がありましたが、車や火災以外でも、一酸化炭素中毒になるおそれがあります。一酸化炭素には、色や臭いはなく、毒性がとても高く少量でも大変危険です。

1.一酸化炭素中毒の事故

【事例 1】

一酸化炭素中毒により 1 名が死亡し、現場に携帯発電機があった。

→停電時に携帯発電機を屋内で使用したため、排ガスが滞留し、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「排ガス中毒のおそれがあるため、排ガスがこもる場所で使用しない。排ガスは一酸化炭素などの有害成分を含んでいる。」旨、記載されている。

【事例 2】

ガス給湯器を使用中、一酸化炭素中毒により 1 名が死亡、1 名が軽症を負う事故が発生した。

→ガス給湯器を使用中に換気扇を使用していなかったため、換気不良により一酸化炭素が室内に滞留し、事故に至ったものと考えられる。また、長期間の使用（約 34 年）によって、ガス給湯器にほこりとすすの詰まりによって一酸化炭素濃度が高かったことも事故発生に影響したものと考えられる。

なお、取扱説明書及び本体表示には、「換気を行ってください。」、「炎の異常がある場合販売店又は弊社にご相談ください。」、「定期的に点検を行い、ほこりやすすがたまっていた場合、販売店に相談ください。」旨、記載されている。

【事例 3】

石油ストーブを使用していたところ、一酸化炭素中毒で 1 人が死亡した。

→燃焼空気取入口に多量のほこりの堆積がみられ、密閉された室内で使用したため、給気不足から不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生し、就寝中で異常に気づかず、一酸化炭素中毒で死亡したものと考えられる。

～～～

【事例３の注意事項】
石油ストーブなどの暖房器具を使用する際は、必ずこまめに換気をしてください。また、就寝時には使用せず、寝る前に確実に消火してください。テント内や車内などでは、石油ストーブなどの暖房器具やガスこんろなどのガス器具は使用しないでください。一酸化炭素中毒や酸欠によって窒息し、死亡するおそれがあります。石油ストーブの置き台や反射板などにたまったほこりは、掃除機で吸い取ったり、柔らかい布などでこまめに拭き取ったりしてください。また、燃焼筒にごみ、ほこりやタールなどが付着していないかを点検し、ごみやほこりなどはふきとり、タールはドライバーの先端やブラシなどで取り除いてください。
■NITE では 2021 年 1 月 28 日に一酸化炭素中毒の事故事例などを含めた冬の事故をプレスリリースしています。
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2020fy/prs210128.html
■その他一酸化炭素中毒に関する事故情報も併せてご参照ください。
（再現実験映像）
(1)携帯発電機「1.室内で使用して一酸化炭素中毒」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/2021012801.html
(2)石油ストーブ「9.換気不足による不完全燃焼」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03280102.html
(3)ファンヒーター「1.換気不足による不完全燃焼」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03280103_2.html
(4)カセットこんろ「4.換気不足による不完全燃焼」
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03280103_1.html
****
[6] ***肥料***
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 340、341 号）
［官報］　令和３年３月２日　号外　第 45 号　51～59 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210302/20210302g00045/20210302g000450051f.html
肥料の登録の有効期間更新 314 件が公示された。

◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 342 号）
［官報］　令和３年３月２日　号外　第 45 号　59 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210302/20210302g00045/20210302g000450059f.html
肥料の輸入業者の住所及び肥料の名称の変更３件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 343 号）
［官報］　令和３年３月２日　号外　第 45 号　59 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210302/20210302g00045/20210302g000450059f.html
肥料の生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更５件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 344～346 号）
［官報］　令和３年３月２日　号外　第 45 号　59～61 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210302/20210302g00045/20210302g000450059f.html
肥料の登録失効 37 件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 347 号）
［官報］　令和３年３月２日　号外　第 45 号　61 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210302/20210302g00045/20210302g000450061f.html
肥料の新規登録 16 件が公示された。

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇「食品に関するリスクコミュニケーション『共に考える 食品中の放射性物質』を公開しました。

＜消費者庁　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.food-safety.caa.go.jp/riskcom2020/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/#news

消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省が連携して、食品に関するリスクコミュニケーション「共に考える食品中の放射性物質」を開催します（以下「本会」といいます。）。今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に鑑み、収録動画をウェブサイトに掲載し、御質問、御意見を募集し回答するオンラインでの開催とします。

東日本大震災発生における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質の基準値が設定され、これに基づき、出荷制限等が行われてきました。震災から 9 年以上が経過し 10 年目となる現在では、関係者による低減対策等により、基準値を超える食品はほとんど検出されなくなりました。一方で、震災直後と比べ報道等を通じ関連情報を得る機会が減り、現状を知らずに不安を抱える方もいらっしゃいます。

本会では、放射性物質の基礎知識や流通している食品中の放射性物質の現状について、学識経験者、行政からの情報提供、また、生産者、事業者等の関係者と共に意見交換を行うとともに、本会の内容に係る御質問、御意見を募集します。

「動画掲載期間：令和 3 年 3 月 1 日（月）　～ 令和 3 年 3 月 31 日（水）予定」

****

[8] ***廃棄物関係***

◇使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の一部を変更する件（経済産業省・環境省告示第 1 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 1 日　号外　第 44 号　76～79 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440076f.html

○経済産業省・環境省告示第 1 号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成二十五年経済産業省　環境省の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 1 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針 我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針 我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にと

どまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。　さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生や子子ルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。

このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は

どまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。　さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生や子子ルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。

このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は

制度の円滑な運用に向けて分別収集や再資源化の促進のだめに必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。 二　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標 　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、令和五年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とすると、回収率が約二十パーセントとなる。 　この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。 三　使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項 １　（略） ２　地方公共団体の取組 　使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減、有害物質処理費の削減やリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。 　市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等につ	制度の円滑な立上げと運用に向けて分別収集や再資源化の促進のだめに必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。 二　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標 　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成三十年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とすると、回収率が約二十パーセントとなる。 　この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。 三　使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項 １　（略） ２　地方公共団体の取組 　使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。 　市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が

いて周知を行う必要がある。 また、回収の促進を図るため、認定事業者や小売業者と連携し、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収拠点の設置数について設置の場所などに配慮しつつ計画的に拡大を図るとともに、地域特性に応じて最適な回収の方法を選択することが必要である。 さらに、市町村は、使用済小型家電の回収が、市町村における廃棄物の処理費用を削減させる可能性があること等も踏まえ、使用済小型家電の分別回収の財政的な便益の評価に努めるとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益についても改めて整理し、回収方法の採用可否について総合的に判断することが求められる。	簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。
加えて、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。 都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。 また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。	さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。 都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。 また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。
３　小売業者の取組 市町村が主体となった使用済小型電子機器等の回収に加え、小売業者が補完的に回収に協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。	３　小売業者の取組 市町村が主体となった使用済小型電子機器等の回収に加え、小売業者が補完的に回収に協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収及び消費者への適正な排出方法の周知に協力することが期待される。 また、自ら輸入した小型電子機器等の販売を行う場合は、消費者に対し、小型電子機器等についてリチウム蓄電池を使用しているかどうか判別できるように、リチウム蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる情報の提供に努めることが期待される。	そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収に協力することが期待される。
4　製造業者の取組 小型電子機器等の製造業者は、解体しやすい設計を行うことや原材料の種類をできる限り統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。 また、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた資源の積極的な活用に努める必要がある。 さらに消費者に対し小型電子機器等についてリチウム蓄電池を使用しているかどうか判別できるように、リチウム蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる情報の提供に努める必要がある。	4　製造業者の取組 小型電子機器等の製造業者は、解体しやすい設計を行うことや原材料の種類をできる限り統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。 さらに、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた資源の積極的な活用に努める必要がある。
5　認定事業者の取組 認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行うとともに、回収方法の多様化、回収拠点等の拡大による消費者が排出しやすい回収体制や、リチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築を図り、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は委託により適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。また、回収量を確保し、効率的な再資源化を実施するためには、市町村の参加促進が必要であることに鑑み、認定事業者は、認定計画に記載された収	5　認定事業者の取組 認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は委託により適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。また、回収量を確保し、効率的な再資源化を実施するためには、市町村の参加促進が必要であることに鑑み、認定事業者は、認定計画に記載された収集区域内の市町村に本制度への参加を積極的に働きかけることが重要である。

集区域内の市町村に本制度への参加を積極的に働きかけることが重要である。	
また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部を市町村へ還元するよう努める必要がある。	また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部を市町村へ還元するよう努める必要がある。
6　国の取組	6　国の取組
国は、制度の円滑な運用に向けて市町村に対して、効率的な収集運搬の社会実装等に向けた支援を実施するとともに、回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを周知すること、都道府県と連携して、本制度に参加していない市町村に対して積極的に本制度への参加呼びかけを行うとともに、本制度に参加している市町村に対してより高い回収量が期待される手法の採用を促すこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い、市町村による優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知を行うこと等の必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加及びより高い回収量が期待される取組の採用を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。	国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政的等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加を促進するよう最大限どつ詰める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。
また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。	また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。
さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向け	さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向け

た取組を支援していく。 　また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。 ７　各関係主体の連携等 消費者及び事業者、地方公共団体、小売業者、製造業者並びに認定事業者は、使用済小型電子機器等の回収や再資源化を効率的に行うため、関係主体間のコミュニケーションの促進に努める必要がある。また、国は、関係主体間でのコミュニケーションが進むように促す必要がある。	た取組を支援していく。 　また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。 （新規）
四・五　（略）	四・五　（略）
六　個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項 １・２　　（略） ３　リチウム蓄電池使用製品等の安全処理に関する事項 　リチウム蓄電池を使用する製品等が普及しているが、リチウム蓄電池使用製品等は回収及び処分する過程において衝撃が加わると発火するおそれがある。認定事業者がリチウム蓄電池使用製品等を安全に処理できる体制を構築することは、市町村が行う廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等に起因した発火等の事故抑制に寄与し、社会的な意義が認められることから、その価値を考慮した上で、関係者が支えていくことが重要である。	六　個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項 １・２　　（略） （新規）

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

＜環境省　2021 年 3 月 2 日＞　http://www.env.go.jp/press/109218.html

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が本日３月２日（火）に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第 204 回通常国会に提出する予定です。

１．法改正の背景

　我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を 2℃より十分下回るよう、更に 1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

　そして、地域では、2050 年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。また、企業では、ESG 金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及しています。

　こうした状況を受けて、令和２年 10 月～12 月に「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」を開催し、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について取りまとめました。

　今般、検討会での取りまとめ等を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正することとしたものです。

２．法律案の概要

（1）パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

パリ協定に定める目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定します。

（2）地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとします。

そして、市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続のワンストップ化等の特例※を受けられることとします。

※自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービスや、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略

（3）脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の手続を経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続なしで公表される仕組みとします。

また､地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発･広報活動を追加します。

（4）その他

地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行います。

３．施行期日

本法については、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

添付資料は環境省 HP（http://www.env.go.jp/press/109218.html）より御確認ください。

◇「温暖化対策してますか?」　290 大学を調べた学生

＜朝日新聞　2021 年 2 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2V5TL7P2HUBQU00J.html

京都大大学院で学ぶ塚本悠平さん（25）は 2 年前から、スマートフォンを握り、電話をかけまくっていた。大学の地球温暖化対策を尋ねるアンケートをするためだ。きっかけは、「そりゃ、あかんやろ」とあきれた出来事だった。

「そちらの大学ではどんな温暖化対策してますか」

電話口での言葉は同じだ。はじめは関西、翌年は東京と、計 290 の大学に電話をかけ、アンケートの協力を求めた。「スマホはいつも熱かった」

きっかけは 2018 年夏。環境…

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち､「地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業」及び「地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業（自動車ＣＡＳＥ活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業)」の公募開始について（第３次）

＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109216.html

◇令和３年度 地方公共団体及び事業者等による食品ロス削減･食品リサイクル推進モデル事業等の公募について

＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109232.html

****

[11] ***その他省庁発表***

◇自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する件（国土交通省告示第 140 号）

［官報］　令和 3 年 3 月 1 日　号外　第 44 号　80～83 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440080f.html

---

◇令和３年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します
～今年は、WBGT 値の実測と異常時の速やかな対応に着目～　　５月～９月
＜厚生労働省　2021 年３月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17076.html
---

◇「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました
＜農林水産省　2021 年２月 27 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210302003/20210302003.html
本法律案の概要
(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備
(2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し
(3) 知的財産制度の基盤の強化
****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第２回 CCUS・水素に関する国際シンポジウムの開催について　　３月 11・12 日、ウェブ開催
＜環境省　2021 年３月１日＞　https://www.env.go.jp/press/109252.html
CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage
二酸化炭素回収・有効利用・貯留

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）について　　３月８日
＜厚生労働省　2021 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzs7QU9nGyiUFmdRY
(1) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおいて留意すべき事項
(2) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて
（※注 個別案件ではなく、一般的な議論です。）
(3) その他

・第３回医薬品等行政評価・監視委員会を開催します　　３月１５日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=mWFfBxMZemFTplILY
・医薬品等行政評価・監視委員会の運営について
・医薬・生活衛生局からの定期報告について
・委員の求めに応じた個別事項への対応について
・その他

・令和２年度多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進に関する説明会の開催について
３月 15 日、オンライン配信
＜環境省　2021 年３月２日＞　http://www.env.go.jp/press/109233.html
ＳＤＧｓや地域循環共生圏といった概念や社会状況の変化を踏まえた今後の廃棄物行政の在り方、作成したガイダンスのポイント及び参考となる先進事例などについて紹介

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会（第７回）の開催について
３月９日、WEB 会議
＜環境省　2021 年３月２日＞　http://www.env.go.jp/press/109215.html
（１）第９次水質総量削減の在り方について
（２）その他

・令和２年度大気環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会の開催について
３月９日、ＷＥＢ会議
＜環境省　2021 年３月２日＞　http://www.env.go.jp/press/109214.html
（１）大気環境における放射性物質のモニタリング結果（令和元年度）について
（２）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）
＜厚生労働省　2021 年３月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2dnHRM7R3TISiYNY

（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他
・第１回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催について
　　3 月 4 日、ウェブ会議によるオンライン開催
＜消費者庁　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023198/
(1)食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定に向けた検討
(2)その他
・動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第８回）の開催について　　３月９日、WEB 会議
＜環境省　2021 年 3 月 2 日＞　http://www.env.go.jp/press/109243.html
（１）基準の解説書（仮称）について
（２）その他
・令和２年度第２回「民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」の開催について
３月 11 日、WEB 会議
＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109224.html
（１）我が国において OECM が果たしうる役割について
（２）我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域の考え方について（IUCN ガイドラインを踏まえて）
・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 26 回）　　3 月 8 日、オンライン会議
＜経済産業省　2021 年 3 月 1 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38045
　　関係団体へのヒアリング

[開催記録、報告、資料等]
・ASEAN 海洋プラスチックごみワークショップの結果について　　２月 24、25 日 、オンライン
＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109240.html
・令和３年　第 51 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和２第 11 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　２月 15 日、WEB 会議
＜厚生労働省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7OzycfvK6AcnufZY
・学校法人のガバナンスに関する有識者会議（第 11 回）の開催について　　3 月 2 日 、オンライン
＜文部科学省　2021 年 3 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afz4acwVzwdc6ubI
　　1. 議論の取りまとめ案について
　　2. その他
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・栃木県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 52 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について（茨城県実施分）
＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109268.html
・福島県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 42 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109267.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 38 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109264.html
・栃木県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 56 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 2 日＞　http://www.env.go.jp/press/109272.html

・新潟県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 53 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2021 年 3 月 2 日＞　http://www.env.go.jp/press/109271.html

・徳島県美馬市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 47 例目）に係る搬出制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 2 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210227.html

・宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 51 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2021 年 3 月 1 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210301.html

********** 以上 **********